
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.299 2021/12/18

1 と畜・食鳥検査等に関する実態調査の結果について

12月15日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、各都道府県等に依頼した令和2年度の実績の調査結果を取りまとめたもので、その主なものは次のとおり。

(1) と畜場数（令和2年度実績、以下同じ）

一般と畜場 166 簡易と畜場 2 合計 168

(2) 一般と畜場のと畜頭数（頭）

牛 1,054,419 馬 10,563 豚 16,684,006 めん羊 5,160
山羊 3,727

(3) 簡易と畜場のと畜頭数

豚 24 めん羊 108

(4) 規模別食鳥処理場数

大規模食鳥処理場 139 認定小規模食鳥処理場 1,559 計 1,698

（注）認定書規模食鳥処理場とは、年間処理羽数が30万羽以下の施設で、都道府県知事から食鳥食鳥処理の確認規定について、認定を受けた施設を指す。

(5) 処理羽数

ブロイラー 741,632,522 成鶏 94,283,013 その他 1,937,144
合計 837,852,679

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000866908.pdf>